



怒涛のリニューアル第3号!

行政書士 奈良

No.138

2018年

9月

好評連載中! 2大シリーズ企画

「ユキマサくんの行政書士見習い日記」

第3回 ～法人設立編～

「山田家の相続事件簿」

第3話「山田家に相続人ヒロシさんがやって来た!」の巻

トピック 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

連載 ユキマサなら散歩 ♪
～田原本線と大和鉄道～



委員会紹介

その一日のために
今、国際業務が熱い

議事運営委員会
申請取次行政書士管理委員会

巻頭カラー特集

正副会長対談

VOICE

～奈良県行政書士会の今と未来～

行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁じられています。



奈良県行政書士会

<http://www.gyoseinara.or.jp/>





目次

行政書士 奈良
2018年（H30年）
9月号

連載 ユキマサなら散歩〈前編〉

巻頭カラー特集 正副会長対談 VOICE 奈良県行政書士会の今と未来	1
---------------------------------------	---

ユキマサくんの行政書士見習い日記 第3回 ～法人設立編～	6
---------------------------------	---

山田家の相続事件簿 第3話『山田家に相続人ヒロシさんがやって来た！』の巻	10
---	----

委員会紹介	
議事運営委員会	12
申請取次行政書士管理委員会	14

法改正情報	16
-------	----

トピック 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する 特別措置法	18
-----------------------------------	----

活動レポート	
総務部	
平成30年度定時総会を開催しました	8
研修指導部	
第1回新規登録会員研修	
新規登録会員を囲む会を開催しました	20
新人会員のご紹介	21
会員の動き	22
ユキマサなら散歩〈後編〉	24
編集後記	



ユキマサくん
行政書士会の公式マスコット
キャラクター

《連載》ユキマサなら散歩 （田原本線と大和鉄道）〈前編〉



今年には田原本線開業
100周年にあたりま

す。復刻塗装列車が運
行され、沿線にてイベ
ントが行われるなど、
大盛り上がりを見せて
います。

その田原本線の礎を

築いたのが、かつて存在した大和鉄道株式会社です。今
回はその大和鉄道の歴史を簡単に振り返ってみたいと思
います。

近世の田原本は、平野氏の陣屋町として町が形成され
ていき、大和川支流の寺川には河港の今里浜が開かれ、
物資の集散地として大いに発展していました。しかし、
明治23年に王寺―奈良間に県下初の鉄道が開通し、その
後高田、桜井と鉄道網が形成される中で次第に取り残さ
れる形となり、往時の賑わいは失われていきました。

そこで、地元有志により王寺から田原本を経て桜井へ
至る鉄道敷設が計画され、当初は中和鉄道として申請す
るも却下、後に軽便鉄道法の公布を受けて田原本鉄道
として再度申請し、中和鉄道としての申請以来15年目
の明治44年に田原本・王寺間の敷設免許を得ることがで
きました。翌年45年、田原本鉄道株式会社が発足し、大
正6年には大和鉄道株式会社に社名変更、当初より多く
の困難に直面しつつも大正7年、今から100年前の
1918年、4月25日に新王寺―田原本（現…西田原
本）が開通しました。途中の停車場として大輪田、池
部、箸尾、黒田が設置され、開業当初の運行状況として
は、一日6往復、平均速度が20・6km、所要時間は43分
というものでした。

（写真／文…広報部 佐藤貴玲）
（24頁へつづく）





国際業務の研修を強化し
本会会員の資質向上を目指す
副会長 黒田 敬子

奈良県行政書士会の



これからの奈良会はランドデザインの
策定が求められる時期である
会長 末廣 元孝

巻頭カラー特集 正副会長対談

VOICE



中小企業支援の分野で活躍できる
人材育成の対策が急務
副会長 板倉 靖史

今と未来



未来の行政書士会は現在の
ひとつひとつの物事の積み重ね
副会長 谷澤 祐樹



「本日は、お忙しい中お集まりくださいまして、ありがとうございます。では、まず就任後のこの一年間を振り返って、印象的な出来事や思いなどお話しいただけますか。」

末廣 本当に早かった一年だなあと感じています。

板倉 想像していた以上に会務に追われる日々で、あつという間の一年でした。

「それは、新体制になって色々と新しいことに取り組まれていたからというのがありますか？」

末廣 そうですね。特に昨年一年は、直面する課題に対応するためのプロジェクトチームの立ち上げ、常任理事会設置等に関する会則改正、事務局職員採用に向けた計画策定、全国会長会誘致など、執行部一丸となって取り組めたと思っています。

谷澤 就任当初は、執行部全体にぎこちなさもありましたが、一年経ってそういったこともなくなり、今

『日行連会長会は、行政書士制度ひいては奈良会をアピールする絶好の機会』



会長 末廣 元孝

では安定感を感じています。

板倉 確かにとてもチームワークが良いですね。

黒田 正副会長は、毎月一回開催されている理事会あるいは常任理事会の間に、一度は集まって会議の機会を持っています。その時に、各々の会務の進捗状況を報告連絡して、検討事項の意見を交換しあって、次に進めるべき活動を4人で共有して進めていっているからです。

谷澤 飲みながらでも、会務のことで会議になりますよね。

末廣 4人とも結構お酒が好きですからね。

黒田 解散が翌日になったこともありましたがね。

板倉 これは、熱意がありすぎて会議が長引いたということですね。よろしく願います(笑)。

「皆様、各関係自治体への訪問や東京出張など慌ただしい中、リラックスタイム中にも会議というのは頭が下がります。」

板倉 とんでもないです。お蔭様で、沢山の方々にお会いすることができました。全国の行政書士の方々から色々なお話を聞くことができたことは、すごく刺激になりました。日本は広いなとつくづく感じました。

黒田 そうですね。各単位会の活動の情報は、とても参考になりますので、いいなと思う活動については本会の活動に取り入れていきたいと思っています。

「それは是非お願いいたします。では、5月の定時総会で会員の方々へ伝えきれなかったことがありましたらお聞かせください。」

末廣 今月には、皆様ご存じのように日行連会長会が奈良県で開催されます。これは、行政書士制度、ひい

現在の執行部体制がスタートして1年3カ月
新体制発足からこれまでのこと、活動が本格化した平成30年度事業、
そして奈良県行政書士会のこれからについて、正副会長4名が熱く語る。



正副会長対談

末廣 元孝 × 谷澤 祐樹 × 黒田 敬子 × 板倉 靖史 (インタビュアー 広報部)

VOICE

～ 奈良県行政書士会の今と未来 ～

では奈良会をアピールする絶好の機会と捉えております。関連行事として、会長会開催記念イベントなど、会員の皆様にも楽しんでいただける企画も準備しております。是非、楽しんでいただきたいと思います。

黒田 「奈良ならではの「おもてなし」をさせていただけるように企画いたしております。お楽しみに！」

「私達もすごく楽しみにしております。総会でも多く話題に上がっていました、昨年度から本格的に始動した各プロジェクトチームの活動についてお聞かせください。」

黒田 未納会費回収対策プロジェクトチームとしては、現在本会の会費滞納者への法的措置を進めています。弁護士に法的措置の手段を相談し、具体的な成果も出てきております。本プロジェクトの活動が、会費未納の抑止力となれば、会費滞納前の予防対策としても効果があると考えています。

板倉 空き家等対策プロジェクトチームですが、県内の市町村を訪問していると、行政書士に対する評価に差を感じます。また、全ての市町村で課題や問題点が共通しているわけではありませぬので、所有者不明土地や有休農地などの対策もメニューに加えてニーズを探っています。

谷澤 窓口適正化推進プロジェクトチームの発足の趣旨は、①組織としての継続性の確保、②情報収集とその集約の2点です。現時点では、①については役員構成に変化があったこともありプロジェクトチームという枠組みではなくても理事会レベルや執行部レベルで継続性を確保する環境が整っており、また②についても必要な情報の収集及び集約ができています。一見、他のプロジェクト

チームと異なり動きが見えにくいものとなっていますが、プロジェクトチームが機能していないということではなく、より上位のレベルで確保できていると言えます。

「各プロジェクトチームの今後のさらなる成果を期待しております。では、広報活動については何かありますか？」

谷澤 そもそも、行政書士がどういう仕事をするのか知らない人が多いと感じるときがあります。取扱分野を知ってもらわないと、業務を依頼していただくこともできませんので、ここ数年の広報誌では、想定される読者の幅を広げて編集発行しています。まず「手に取ってもらえる」広報誌を目指して、広報誌の身も一新いたしました。

『窓口適正化推進PTの趣旨は、組織としての継続性の確保、情報収集とその集約の2点』



副会長 谷澤 祐樹

「そうですね。この一年は、今までと違った新しい広報誌作りをさせていただきました。また、昨年の広報月間イベントは、盛り上がりしましたよね。」

谷澤 ユキマサさんと一緒にワンボックスカーで県内各所を回る、という今までにない企画でしたよね。ご覧になった県民の方の記憶に残ったの

ではないでしょうか。着ぐるみの中に入って汗だくになりながら頑張っていたいただいた理事や広報部員の皆さんには感謝しています。あっ！そういえば、板倉副会長も汗でズクズクになっていましたね。

板倉 いやー。大変でした。でも、県民の皆さんに楽しんでもいただきましたので、疲れも吹っ飛びましたよ（笑）

「広報月間では、皆様にお世話になりました。ありがとうございます。では、次に、執行部が今後注力する事業や奈良会の方向性・ビジョンについてお聞かせください。」

末廣 奈良会も450名を超え、小さな単位会から中規模の単位会へと移行しつつあります。今後の会員数

の増大に見合うブランドデザインの策定が求められる時期であると考えています。

黒田 国際業務の研修をシリーズ化するなど強化を図り、本会会員の国際業務の資質向上を目指します。その次には、奈良県内の外国人支援団体や関連団体に対して、外国人の在留資格や起業・生活支援全般に関して「行政書士が役に立ちます」ということをもっとPRしていきたいと考えています。

板倉 最近、中小企業支援に対する要請が奈良会にも沢山寄せられていますし、他士業も力をいれています。が、正直、人材不足を感じています。従来の許可や民事だけではなく、創業、事業承継、補助金などの分野で活躍される会員が増えるように奈良会としても色々な対策を考えていくつもりです。また、既に活躍されている方には、どんどんアピールしてほしいと思っています。

『女性同士の交流の場を持ち、業務だけでなく気軽に相談しあえる体制を整えたい』

副会長 黒田 敬子

黒田 女性対象の女性行政書士による無料相談会、年一回の女性行政書士対象の研修と懇親会は、今年度も引き続き開催いたします。今では、女性男性

といった区別はあまりありませんが、私が登録した当時は事務所運営と家事育児との両立などに悩んだことがありました。そんなときに、先輩の女性の先生方と交流を持ち、同じような問題に直面し、乗り越えていく姿を見して、とても励まされました。女性同士の交流の場を持ち、業務だけではなく気軽に相談し合える体制を整えていきたいです。

谷澤 新規登録会員研修終了後の「囲む会」などを通じて、新規登録会員と既存会員が相互に交流できる場を用意していきます。同期の仲間が将来にわたって貴重な財産となっていくと思いますので。

「ありがとうございます。それでは最後に、奈良会の未来への熱い想いと、会員の方々へメッセージをお願いします。」

谷澤 行政書士会は、過去の先輩方が築かれた歴史の積み重ねがあつて現在があります。未来の行政書士会は、現在のひとつひとつの物事の積み重ねとを考えています。会員の皆様の執行部（会長、副会長、理事）に対する想いは、総会決議に表れてい

『研修会でも会務でも懇親会でも、これまでに以上に参加したくなる奈良会を目指す』



副会長 板倉 靖史

ると捉えています。承認していただいた事業計画を適切に執行し、その結果を積み重ねていく事が将来の行政書士会にとって大切です。

黒田 日頃より会務にご協力ご理解いただきましてありがとうございます。私個人の仕事についても日々考えていることですが、時代の流れを読むことが重要だと感じています。最近では『民泊』や『ドローンの飛行許可』などのご相談を受けることがあります。常にアンテナを張り、世間が何に向かって動いているのかキャッチして、どこにニーズがあるのか。行政書士が活躍できる場は日々開拓していくことができると考えています。本会としては、有益な情報があれば共有し、新事業の研修開催等、会員の皆様のプラスになることはどんどんやっていきたいと考

えています。また、本会が行う行政書士のPR活動が会員個人の業務拡大にも繋がると考えていますので、奈良会の発展のためご協力下さいませよう、よろしく願います。

板倉 一年間、奈良会の活動にご協力をいただき、ありがとうございます。研修でも会務でも懇親会でもいいので、これまで以上に参加したくなる奈良会を目指します。そして、残念ながら行政書士の存在価値、社会的評価はまだまだ高いものではありません。それは、それぞれの行政書士の活動が反映されるものであり、高めるため少しでも奈良会としてできることを探して実行していきたいと思います。これからの一年は収穫の年です。引き続きご協力をお願いいたします。

末廣 現在、政府の推進するデジタルガバメント実行計画に伴う行政手続きの電子化（オンライン化）により、行政書士のみならず全資格者代理人の業務は、大きな変革の時期を迎えようとしています。我々行政書士の業務が減少するのではとの危機感もありますが、今こそ我々の業務拡大のチャンスでもあります。大事な点は、一人一人が状況を理解し、今まで以上に業務に精励することだと思っております。

「皆様、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。」

質問1 類人猿分類診断（性格診断）

末廣会長 『空気の読めるおしゃべり屋さんボノボ』

谷澤副会長 『職人気質のこだわり屋オランウータン』

黒田副会長 『勝ちにこだわる積極派チンパンジー』

板倉副会長 『空気の読めるおしゃべり屋さんボノボ』

4種類のうち3種類に分かれていて、
なかなかバランスの取れたチームですね！

質問2 ストレス解消法は？

末廣会長 「おいしいお酒と長風呂でしょうか」

谷澤副会長 「そうだ！旅に出よう！二輪、四輪、船、飛行機、選択肢はイッパイ〜！！」

黒田副会長 「海や温泉！マドンナのライブDVD鑑賞！私も、まだまだイケル（笑）」

板倉副会長 「ライブでダイブ！！」

ゆる〜い質問で意外な素顔を暴く！

共 感 質 問

質問3 今から新しくチャレンジするなら何？

末廣会長 「子供の頃にあきらめた『ピアニスト』」

谷澤副会長 「空のお仕事。でも、痩せないと航空
身体検査に通らないよ〜（笑）」

黒田副会長 「身体を鍛える！強い肉体に強い精神は
宿るのです！」

板倉副会長 「エレキギター復活！」

会長がピアニスト…意外です（驚）

質問4 最後の銅線、切るなら青？それとも赤？せーのっ！

末廣会長、谷澤副会長、板倉副会長『赤！』

黒田副会長『青！』

アレっ、黒田副会長・・・（汗）

ご協力ありがとうございました。

質問1の「類人猿分類診断」は以下のURLから

出典元 <http://yakan-hiko.com/gather/>

「精神科医 名越康文監修 類人猿分類診断 GATHER」

皆様もぜひチャレンジしてみてください。

ユキマサくんの

行政書士見習い日記



第3回

法人設立編

いつも飼い主の『くらし
まもる先生』のそばで行政
書士のお仕事を熱心に学ん
でいるユキマサくん。

猫界の行政書士になるた
め、今日も先生にピッタリ
と寄り添って、一生懸命に
業務を勉強しています。

今日は先生の事務所がお
休みなので、屋上で一緒に
法人についての勉強をする
ことになりました。

ユキマサ「今日は、屋上でのんびり勉強するの
ニャー！まもる先生、法人って何かニャー？」

まもる先生「法人というのは、『一人の人間』と同
じように扱われる組織や団体のことをいうんだよ。
人間は、基本的に一人でお菓子を買ったり、マン
ションを借りたりすることが出来るよね。法人も同
じように、法律に関する行為を行うことが出来るん
だ。例えば、法人の名義で土地などの財産を所有し
たり、様々な契約をしたりすることができるんだ
よ。」

ユキマサ「へー、そういうことだったんだニャ。法
人は、誰でも簡単に作ることができるのかニャー？」

まもる先生「法人を作るためには、法律に則った少
し複雑な手続きが必要だよ。法人と一言で言っても
種類がたくさんあって、株式会社、合同会社、一般
財団法人やNPO法人など組織を作る目的によつ
て、どんな法人を設立するかを決めるところから始
めないといけないんだ。」

ユキマサ「法人には色々な種類があるんだニャ。先
生、法人の設立の手続きを詳しく知りたいニャー！」

まもる先生「よし、いいよ！まずは、さつきも言っ
たように、法人の形態を選ぶところからスタートす
るよ。法人を設立するというとは何か目的がある

はずだから、それに合わせた形態を考えていくんだ
よ。商売を始めたのであれば、株式会社や合同会
社が考えられるけど、ここでは株式会社を例に進め
ていこう。株式会社を設立するためには、まず『機
関』というものを考えないといけないんだよ。」



ユキマサ「機関というのは何だニャー？」

まもる先生「『法人は人間と同じ』と言っても、会
社が自分で考えたり業務が出来るわけではないの
で、その脳や手足の役割をするのが機関だよ。株式
会社では、株主総会、取締役などの機関を置くこと
になっているんだ。これらの機関が、意思決定をし
たり、業務を執行したり、その業務内容をチェック
したりするという役割を果たして会社は動いている
んだよ。」

ユキマサ「株式会社には、いろいろな機関があるん
だニャー！」

《会社設立の手続きの流れ》

- ① 起業（法人）形態の決定
- ② 機関の設計
- ③ 定款の作成
- ④ 書類作成・署名捺印
- ⑤ 公証役場にて定款認証
- ⑥ 資本金の払い込み
- ⑦ 登記申請

《法人形態の種類》

- ・ 株式会社
 - ・ 合同会社
 - ・ 合資会社
 - ・ 合名会社
 - ・ 一般社団法人
 - ・ 一般財団法人
 - ・ NPO法人
- など

《その他の行政書士関与の起業支援》

- ① 資金調達（事業融資・補助金）
 - ② 事業計画書作成
 - ③ 事業に関連する許認可取得
- など



まもる先生「次に、会社を設立しようとする人（『発起人』と言うよ）は、会社に関する重要な事柄を記した『定款』を作成することになっているよ。」

ユキマサ「デ・イ・カ・ン？」

まもる先生「定款というのは、会社の一番根本的な事項を定めたルールなんだ。定款には事業の目的や、会社の名称、本店の所在地、そして先程話した機関などの事項を記載しておくんだ。株式会社の場合、法律により、定款は公証役場で公証人から認証をしてもらう必要があるんだ。以前は紙で作成していた定款も、今では『電子定款』といってデータで作成するケースも多くなってきているよ。」

ユキマサ「なるほど、よく分かったニャー！」

まもる先生「定款の認証が済むと、会社の最初の資金となる資本金の払い込みをして、設立の登記をするんだ。登記は司法書士の業務だから、僕たち行政書士が会社の設立を担当するときは、司法書士の先

生と連携して業務を行っていくことになるよ。」

ユキマサ「ふーん、そうだったのニャー。」

まもる先生「株式会社というのは、これだけの手続きを踏んで出来るんだよ。」

ユキマサ「なかなか大変だニャー。でも行政書士は会社の設立のお手伝いも出来ることがよく分かったニャー！」

まもる先生「設立の手続きだけではなく、法人関係の業務では他にも、事業資金のための融資のサポートや補助金の申請、また許認可が必要な業種の場合は、そのお手伝いをすることも出来るんだ。」

ユキマサ「まもる先生！色々教えてくれてありがとうだニャー！」

まもる先生「ユキマサくんは勉強熱心だから、きっと立派な行政書士になれるよ。これからも頑張つてね！」



日 時：平成30年 5 月25日（金）12：30開始
場 所：奈良商工会議所 5 階大会議室
総会構成員数：431名



第3号議案「会則の改正について」が上程されました。
第3号議案については質問がなかったので、末廣会長の趣旨説明の後、直ちに採決に入り賛成多数で可決承認されました。

第4号議案「平成30年度事業計画（案）の承認について」、第5号議案「平成30年度収支予算（案）の承認について」が一括上程され、第4号議案は末廣会長から、第5号議案は森田経理部長から趣旨説明がなされました。会員からの質問に対する回答や再質問が行われた後、採決に入り賛成多数で可決承認されました。

議長による閉会宣言がなされ、議長・副議長が降壇、板倉副会長の閉会のことばで定時総会が終了しました。

写真（左上）谷澤副会長（中央上）黒田副会長（右上）板倉副会長
（左下）森田経理部部长（中央下）吉田第2業務部部长（右下）遠山監察部部长



オフ ショット



写真（左）大役を無事終えリラックス中の木田会員と木原会員（右）総会の陰の立役者 総務部の廣見部員と佐藤部員



写真（左上）お手伝いをするユキマサくん（左下）受付お疲れさまです 事務局職員の中野さんと谷澤さん（中央）議事運営委員の労をねぎらう？板倉副会長（右）本番前の最終確認中の議事運営委員会の面々⇒議事運営委員会の当日の活躍は今号 P12・P13「委員会紹介 議事運営委員会」をご覧ください



活動 レポート

平成30年度定時総会を開催しました

平成30年5月25日（金）に平成30年度定時総会が、奈良商工会議所5階大会議室にて開催されました。

谷澤副会長の開会のことばに始まり、物故会員に対する弔意（黙祷）、末廣会長の挨拶と続き、来賓としてお招きした奈良県地域振興部部長の山下保典様からご祝辞をいただきました。

続いて平成30年度の会長表彰と感謝状の贈呈が行われ、会員9名と職員1名に対し永年にわたる本会への功績をたたえました。また、行政書士制度の発展向上に寄与された本会会員4名が日本行政書士会連合会会長表彰を受賞されたことも披露させていただきました。

総会構成員の確認及び報告が行われた後、議長に木原真俊会員、副議長に木田和宏会員が指名選出されました。議長・副議長が登壇し挨拶がなされ、議長による議事録署名人の指名、議事運営委員の紹介、申し合わせ事項の報告後、議長により会議の開会宣言がなされ、議案審議に入りました。

第1号議案「平成29年度事業報告の承認について」、第2号議案「平成29年度収支決算の承認について」が一括上程され第1号議案は末廣会長から、第2号議案は森田経理部長から趣旨説明があり、続いて西田監事から監査報告がなされました。会員からの質問に対する回答や再質問が行われた後、採決に入り賛成多数で可決承認されました。



写真（左上）末廣会長の挨拶（中央上）奈良県地域振興部部長 山下保典様のご祝辞（右上）受賞者を代表して会長表彰を受ける森田定和会員
（右中央）議長・副議長に指名選出された木原会員と木田会員（右下）稲本総務部副部長による司会進行（左下）採決の様子

山田家の相続事件簿

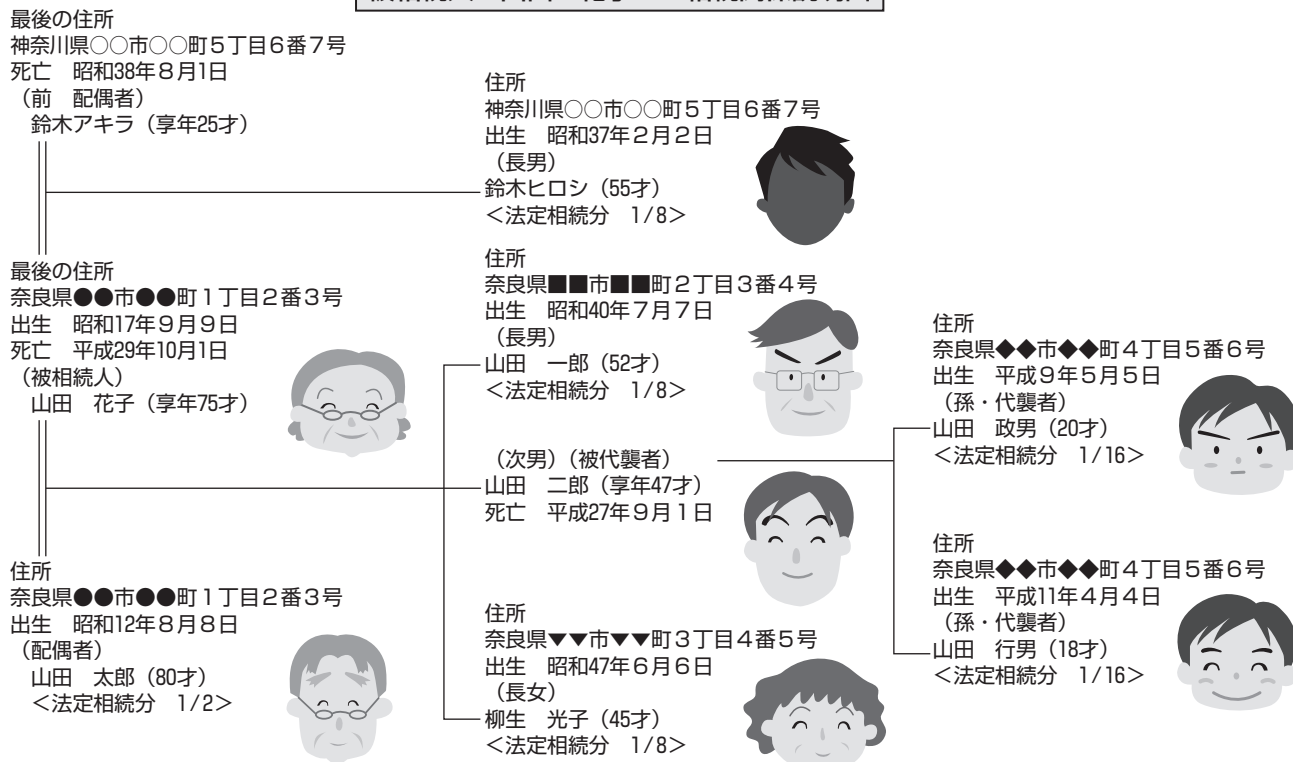
第3話『山田家に相続人ヒロシさんがやって来た！』の巻

これまでのお話

山田家のおばあちゃんが亡くなり、相続が開始しました。飼い犬の柴犬『さくら』は、おじいちゃんと一緒に友達犬チワワの『しか丸』の飼い主でもある行政書士 大仏武先生に相続の相談に行きました。相続手続きを依頼された大仏先生が、おばあちゃんの戸籍の取寄せと財産調査を始めたところ、前婚の際に息子が一人いることがわかりました。会ったこともない息子の『鈴木ヒロシ』さんにもハンコをもらわないと相続手続きができないことを知ったおじいちゃんは、大仏先生に勧められて、ヒロシさんにお手紙を書くことにしたのだけれど…。

※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。

被相続人 山田 花子 相続関係説明図



おうちに帰ってからというものの、おじいちゃんったらずっと机の前に座って、頭を抱えたままなの。もう何時間になるかしら。机の上には書きかけの便箋と万年筆が転がっていて、ゴミ箱は丸めた手紙の失敗作でいっぱい。おじいちゃんたら、全然遊んでくなくて、つまらないからわたし、その手紙の失敗作と遊んでいるのよ。

結局3日も経つてようやく、「さくら、やっと書けたよ。」と、おじいちゃんはおわたしの頭を撫でながら、書けた手紙を読んで聞かせてくれたの。

「はじめまして」の書き出しから始まるその手紙には、生前おばあちゃんが「おじいちゃんに気を遣いながらも、『ヒロシ』さんのことをとても気にかけていて、赤ちゃんの時の写真を大事そうに、こっそり持ち歩いていたことが書いてあったわ。共同相続人になる長男の一郎さん、亡くなった次男の二郎さん、長女の光子さんのことや二郎さんの子供で孫の政男く



んや行男くんのこと書いてあった。ヒロシさんがおばあちゃんの財産の相続分の8分の1を受け取る権利があること、おばあちゃんの財産の総額のことと、1か月後にうちで法事をする事が書いてあって、その時に遺産分割協議をしたいので協力して下さいとお願いして、締めくくっていったわ。おばあちゃんが大事にしていた写真も、手紙と一緒に送るんだって。

手紙を出してから1週間経ち、2週間が経っても、ヒロシさんから何の連絡も来なくて、おじいちゃんはずっと落ち着かない様子。あれこれ心配になっちゃって、わたしとチワワの『しか丸』が遊んでいる間に、大仏先生にこんな相談をしていたみたい。

「先生、まだ鈴木ヒロシさんから何の連絡も来ないんです。彼が花子のことを自分を捨てた母だと恨んでいたりで、返事を書く気もないんでしょうか。もし返事をくれたとしても、もっと財産を欲しいと言って来たり、ハンコを押したくないと言って来たらどうでしょう？」おじいちゃんは元々心配性なところがあるから、色々考えすぎちゃうのよね。おばあちゃんだったら、こんな時「なるようになるから」とか言って笑うんだろうなあ。優しかったおばあちゃんの笑顔を思い出して、わたしもしんみりして来ちゃった。『しか丸』がそれを察して、わたしの顔をペロペロしてくれた。そう、わたしがしっかりしておじいちゃんを元気づけなくっちゃ！すくっと立ち上がっておじいちゃんのそばに行き、手をペロペロしてあ

げたの。

「山田さん、そんなに心配しないで下さい。もし鈴木さんから返事をいただけなかったり、相続分以上に財産が欲しいと言われて話し合いが難しければ弁護士さんに相談すればいいんです。それに遺産分割の調停を裁判所に申し立てすれば、裁判所が間に入って話し合いが出来ますよ」と言っていて、大仏先生は調停制度についての説明や遺留分についてわかりやすく説明してくれたわ。

結局おばあちゃんの財産は、預貯金が約4,000万円、株、投資信託が約1,500万円。自宅の土地と昔から親戚の人が田んぼや畑をするのにただで貸していた土地を合せて、不動産は約1億円なんだって。ヒロシさんの分を単純計算すると、法定相続分が8分の1なので、約1,937万5千円、遺留分は相続分の2分の1だから、約968万7,500円になるんだって。

それから2日後、ついにヒロシさんから、手紙が届いたの！手紙を開けるおじいちゃんの手は緊張で震えていたわ。返事が遅くなったのは、おじいちゃんの手紙を読んで初めて、一度も会ったことがない実の母親が亡くなったことを知って、すごく驚いて頭の中が真っ白になるくらいショックを受けたからなんだって。そりゃそうよね。きつと誰だっけそうなるわよね。そして、手紙には次の日曜日の法事に参加して、話をしたいと書いてあったの。おじいちゃんは、急いで大仏先生と一郎さんを始め子供達全員にヒロシさんが来ることを連絡したわ。

ポイント

遺産分割調停

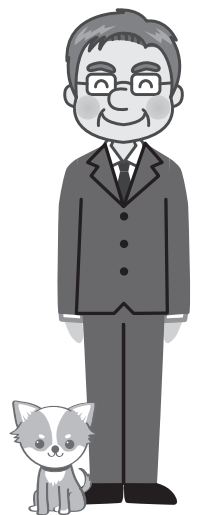
被相続人が亡くなり、その遺産の分割について相続人の間で話し合いがつかない場合には家庭裁判所の遺産分割の調停又は審判の手続を利用することができます。調停手続を利用する場合は、遺産分割調停事件として申し立てます。この調停は、相続人のうちの1人もしくは何人かが他の相続人全員を相手方として申し立てるものです。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったり、遺産について鑑定を行うなどして事情をよく把握したうえで、各当事者がそれぞれどのような分割方法を希望しているか意向を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、審判をすることになります。(裁判所ウェブサイトより抜粋)

法事の当日、自宅には全相続人を含めた親戚一同が集まって、みんな緊張しながらヒロシさんを、今や遅しと待っているわ。わたしもとってもドキドキする!!約束の10時が近づいて、わたしが緊張をほぐそうとブルブルって身震いしたとき、

『ピンポン』玄関のチャイムが鳴ったの!!
(次号に続く)

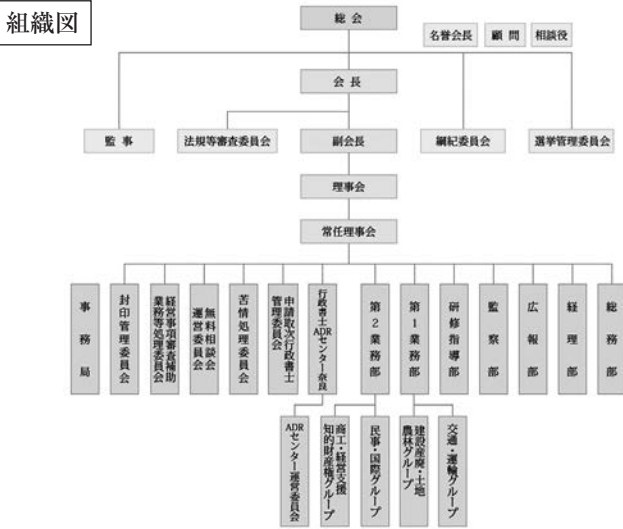


奈良会には、会務を円滑に運営するため、法規等審査委員会、綱紀委員会、選挙管理委員会、申請取次行政書士管理委員会、苦情処理委員会、経営事項審査補助業務等処理委員会、無料相談会運営委員会、ADRセンター運営委員会、封印管理委員会、議事運営委員会などの委員会があります。

各委員会は、奈良会の重要な役割を果たしているものの、これまで、殆どスポットがあたったことはなく、各委員のご苦勞もあまり知られていません。そこで、各委員会の活動をご紹介します。

その一日のために

組織図に載っていない委員会でも、その存在は、総会運営に欠かせない



今月号は、議事運営委員会（以下、議運とします）と申請取次行政書士管理委員会について、ご紹介します。

まず、議事運営委員会の松井紀行委員長に聞きました。

広報部 総会が無事に終わりましたね。お疲れ様でございました。

松井 ありがとうございます。無事に終了し、ホッとしています。

広報部 議運は、奈良会の組織図に載っていませんが、主にどのような仕事をする委員会ですか。どのような権限がありますか。



ら活動を行い、総会終了時には解散することとなっていますので、常設の委員会ではないんですよ。

具体的職務についてはいろいろありますが、総会の円滑な進行のために必要な事項をあらかじめ決めておくことや、総会当日に動議が提出された場合の整理などがあります。また事前に提出される質問書についても、整理をしたうえで会長や総会議長に通告することとなっています。権限というわけではないですが、ある程度は委員会の決定するところに従って総会の議事は進められていると言っ

広報部 総会にあたって、どの程度の準備をされているんですか。

松井 今年度は第1回目の委員会が4月26日に招集されました。総

会開催日の約1か月前ですね。期間中合計で2度委員会が開かれ上記にも述べた事項を決定しました。当日までに各委員には役割をお伝えし、イレギュラー対応を含めシミュレーションできるように資料を配布しておりました。

広報部 松井委員長は、以前にも議運の仕事に携わられたことがあるんですか。経験もなく、いきなり委員長はできないですね。

松井 昨年と一昨年にも議運の副委員長を務めたことがあり、今年で3回目の経験でした。少しは慣れたきたから大丈夫かと思っていました。が、やはり毎年緊張感が独特で、今年も緊張しっぱなしのまま気が付けば終了してしまいました（笑）



打ち合わせる



確認する



集中する



報告する



数える

広報部 1日、密着取材させていだきましたが、議事の賛否の表決をとったり、総会中はバタバタですね。

松井 確かに議案ごとに表決を取るのには少しバタバタとしますね。参議院議員のコンピュータ採決シ

「議案に関連するもの」であれば取り上げないわけにはいきません。本会役員の一人の立場としては、会員の皆さまが疑問に思われている部分をしっかりと説明し、各議案に納得して承認をいただいたうえで本会の業務を遂行しなければいけないと思っていますので、頂いた質問は可能な限り取り上げたいのです。しかしながら、「議案に関連がない」と判断しなければならぬケースもあり、その判断はいつも悩むところです。今回は難しい判断をすることになったものがありましたね。

松井 質問書が提出されれば、「議案に関連するもの」であれば取り上げないわけにはいきません。本会役員の一人の立場としては、会員の皆さまが疑問に思われている部分をしっかりと説明し、各議案に納得して承認をいただいたうえで本会の業務を遂行しなければいけないと思っていますので、頂いた質問は可能な限り取り上げたいのです。しかしながら、「議案に関連がない」と判断しなければならぬケースもあり、その判断はいつも悩むところです。今回は難しい判断をすることになったものがありましたね。

広報部 議運の仕事の中では、質問書の取扱いに関することが難しい判断を要するかと思いますが、今回は？

松井 研修指導部でも議運でも当てはまることですが、自らが所属している組織の一翼を担う役目を任せていただけたというところは光栄なことだと思います。特に議運では総会進行の流れがよく理解でき、例えば法人様が顧客におられる会員の皆さまは、社員総会や株主総会などの質問や問い合わせ時

広報部 委員長は、研修指導部の副部長もされていますが会務に携わって、得るものなどありますか。



STEMの導入を望みたいと思います（笑）。写真の場面は、行政書士政治連盟奈良県支部定期大会の選考委員会時の写真ですが、表決のために階段を上っているわけはありませんよ。

松井 研修指導部でも議運でも当てはまることですが、自らが所属している組織の一翼を担う役目を任せていただけたというところは光栄なことだと思います。特に議運では総会進行の流れがよく理解でき、例えば法人様が顧客におられる会員の皆さまは、社員総会や株主総会などの質問や問い合わせ時

松井 研修指導部でも議運でも当てはまることですが、自らが所属している組織の一翼を担う役目を任せていただけたというところは光栄なことだと思います。特に議運では総会進行の流れがよく理解でき、例えば法人様が顧客におられる会員の皆さまは、社員総会や株主総会などの質問や問い合わせ時

松井 研修指導部でも議運でも当てはまることですが、自らが所属している組織の一翼を担う役目を任せていただけたというところは光栄なことだと思います。特に議運では総会進行の流れがよく理解でき、例えば法人様が顧客におられる会員の皆さまは、社員総会や株主総会などの質問や問い合わせ時

松井 研修指導部でも議運でも当てはまることですが、自らが所属している組織の一翼を担う役目を任せていただけたというところは光栄なことだと思います。特に議運では総会進行の流れがよく理解でき、例えば法人様が顧客におられる会員の皆さまは、社員総会や株主総会などの質問や問い合わせ時

松井 研修指導部でも議運でも当てはまることですが、自らが所属している組織の一翼を担う役目を任せていただけたというところは光栄なことだと思います。特に議運では総会進行の流れがよく理解でき、例えば法人様が顧客におられる会員の皆さまは、社員総会や株主総会などの質問や問い合わせ時

松井 研修指導部でも議運でも当てはまることですが、自らが所属している組織の一翼を担う役目を任せていただけたというところは光栄なことだと思います。特に議運では総会進行の流れがよく理解でき、例えば法人様が顧客におられる会員の皆さまは、社員総会や株主総会などの質問や問い合わせ時

松井 研修指導部でも議運でも当てはまることですが、自らが所属している組織の一翼を担う役目を任せていただけたというところは光栄なことだと思います。特に議運では総会進行の流れがよく理解でき、例えば法人様が顧客におられる会員の皆さまは、社員総会や株主総会などの質問や問い合わせ時

松井 「総会」という料理を作るためのレシピのようなものでしょうか。おいしい料理にするためには、良い食材（＝事業計画と事業報告）と調理法（＝どのような会員に伝えるか）ではないかと思います。

何となくですが、議運のイメージが伝われば幸いです。今回は特集いただきましたありがとうございます。

何となくですが、議運のイメージが伝われば幸いです。今回は特集いただきましたありがとうございます。

何となくですが、議運のイメージが伝われば幸いです。今回は特集いただきましたありがとうございます。

何となくですが、議運のイメージが伝われば幸いです。今回は特集いただきましたありがとうございます。

何となくですが、議運のイメージが伝われば幸いです。今回は特集いただきましたありがとうございます。

何となくですが、議運のイメージが伝われば幸いです。今回は特集いただきましたありがとうございます。



議事運営委員会

上：左から 若林かずみ委員
松本光正委員
林紫乃委員
下：左から 松井紀行委員長
杉山毅副委員長

奈良会には、会務を円滑に運営するため、様々な委員会が存在します。今月号では、その内のひとつ、奈良県行政書士会申請取次行政書士管理委員会（以下、委員会とします）についてご紹介いたします。委員会を代表して松本委員にインタビューにお答えいただきました。

広報部 まず、申請取次行政書士についてお尋ねします。申請取次行政書士は、入管業務のプロフェッショナルですが、誰でもできるのですか。

松本 行政書士・弁護士で地方入国管理局長に届出を行った者、外国人を雇用している機関の職員等で地方入国管理局長が適当と認める者のみが携わることができます。行政書士の場合、日本行政書士会連合会主催の行政書士申請取次事務研修会（講義＋効果測定6時間）を終了した後、管轄地方入国管理局へ届け出た者について、申請人に代わって申請書等の提出を行うことが認められています。



申請取次業務に携われるのは、届出証を手にした者のみ

今、国際業務が熱い

語学堪能じゃないし、リスク管理も大変そう
それでも、手がける価値がある
国際業務は数あれど、
申請取次から始めてみよう

広報部 次に、委員会は、どのような活動をしているのですか。

松本 主な業務は、次の三つです。

- ① 奈良会会員の申請取次の新規申請、更新申請の書類の確認
- ② 日行連や近畿地協の申請取次行政書士管理委員会会議への出席
- ③ 当委員会主催の申請取次者対象の研修会の実施

広報部 委員会の活動を通して得られるやりがいがありますか。

松本 当委員会主催の申請取次者対象の研修会や、その後の懇親会において、申請取次者の皆様のこれまでの経験や、クライアントである外国人への思いをうかがう機会があります。そうした場にいると、あらためて入管業務というの

は責任が重大であるということを実感し気が引き締まります。と同時に、外国人の夢の実現をサポートしたり、日々の生活の安心を支えることができる大変やりがいのある仕事であるということにも思いが至ります。会員の皆様のうち一人でも多くの方が、申請取次行政書士となり、業務を通して、こうしたやりがいを感じていただきたいと願っております。

広報部 委員会の活動にとどまらない質問となりますが、最近の国際関係業務のトレンドなどお聞かせ下さい。

松本 日本に在留している外国人の数は増加の一途で、平成29年末の時点で256万人を超えました。さらに、労働市場において深刻な人手不足が続く中、政府はい

よいよ外国人労働者の本格受入れへと大きく舵を切り始めました。オリンピックが終わった頃にはあらゆるところで外国人労働者を目にするようになっていくかもしれません。

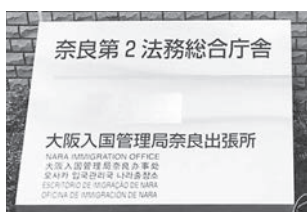
我々行政書士は、さらなる増加が見込まれる外国人の在留資格申請という業務を担っていくことはもちろん、今後は手続きに関わった外国人が職場で持てる力を十分に発揮できるための中小企業支援業務が重要になるでしょう。

また、外国人や外国法人が発起人となる会社設立や起業が増加していることから、今後さらに会社設立、許可可業務の需要が高まることは間違いありません。



外国人の会社設立、
外国人を雇用する中小
企業支援がトレンド

一方、外国人との共生社会の実現のための生活支援といった社会貢献も求められます。さらには、ADR調停人として外国人の就労、就学環境に関する紛争を解決するといった、より専門的で難度



申請取次とは？

「出入国管理および難民認定法（入管法）」や入管規則により、外国人の在留申請、住居地の届出、在留カードに係る申請などについては、原則、本人が出頭して行わなければなりません。この原則の例外として、入管法が「代理申請」を、入管法施行規則が「取次申請」を規定しています。

行政書士による申請取次制度は平成元年6月に導入され、20有余年が経過いたしました。その間、申請取次の承認は、法務大臣から地方入国管理局長へと移行し、更に平成17年3月からは、「承認制」から「届出制」へと変更されました。現在、行政書士会員の申請取次者数は、全国で6千名を超えるまでに至っています。「届出制」への移行後は、日行連及び各単位会としての自浄能力が大きく問われることとなり、すべての単位会に「管理委員会」等を設けています。

（日行連申請取次研修会
レジメより）

広報部 最後に、今後、委員会できり組んでいきたいことをお聞かせ下さい。

松本 まず申請人の外国人が現在置かれている状況を正確に把握し、相談内容、実態を見抜くことが大事です。証明書類と事実に齟齬がないかどうか信ぴょう性を確認し、少しでも疑問に思ったところは確認することを怠らないことです。生活の場、会社事業所施設、営業所、雇用実態の確認など現場へ出向き自分の目で確認することも必要ときがあります。徹底したインタビューとヒアリングを心がけ慎重に進めましょう。また、迎合しない、毅然とした態度で対応すること、あいまいな表現はしないことがあげられます。

広報部 国際関係の業務は、犯罪に巻き込まれるリスクも高いといわれていますが？

の高い業務も担っていかねばならないのです。

研修会を充実し、奈良会における国際業務を盛り上げます！



松本 委員会の主な目的は、申請取次者を適正に管理していくことです。他会では、この立場を厳格に守り、国際業務を主業務にされていない会員を委員に選定されているところもあるそうです。片やコンプライアンスに関しては、ほとんどの会が研修会を実施しています。

当委員会としては、委員会の立場を逸脱しないよう心がけながら、奈良会における国際業務を盛り上げたいと考えています。そこで、本年3月に初めて申請

取次者を対象とした研修会を実施しました。今後も定期的に実施する予定です。委員会として行う研修会ですから、法令遵守に関する内容がメインとなりますが、申請取次者としての質の向上を図り、広くは国際業務を取り巻く近年の動向などの情報交換ができる場にしていきたいと考えています。申請取次業務を足掛かりに、会員の皆様が国際業務に精通し、業務拡大につなげて下さることを願っていますので、是非、申請取次者となつて、研修会に御参加下さい。

先にも述べたように、今後、日本に在留する外国人は増え続け、日本社会は大きく変わります。将来に向けて、奈良会が、奈良県内外の外国人支援団体等との連携をより強めることができるよう、また、会員の方々が申請取次者として、相談会の実施や在留資格申請等を通じて、外国人との共生社会の実現に向けて貢献して下さいというバックアップができればと考えています。



申請取次行政書士管理委員会
上：左から 松本光正委員
森本哲夫委員
下：左から 匠潤一委員
黒田敬子委員長



法改正・手続変更の情報

行政書士業務を行うにあたり、法改正に関する情報収集は重要です。また、企業のコンサルティング業務を手がける行政書士にとって、クライアントへの情報提供は欠かせません。他士業との連携を図るためにも行政書士業務に直接関わらない法改正や手続きの変更にもアンテナをはりましょう。

法改正情報

食品衛生法等の一部を改正する法律

(厚生労働省HPより抜粋)

- 公布：平成30年6月13日
- 施行：公布より2年以内（ただし、1. は1年、5. 及び6. は3年）
- 改正の概要
 - 1. 広域的な食中毒事案への対策強化
 - 2. HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化
 - 3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集
 - 4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備
 - 5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設
 - 6. 食品リコール情報の報告制度の創設
 - 7. その他（乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>



生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律

(厚生労働省HPより抜粋)

- 公布：平成30年6月8日
- 施行：平成30年10月1日
(一部平成31年～33年施行)
- 改正の概要

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

 - 1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）
 - 2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）
 - 3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-06.pdf>



建築基準法の一部を改正する法律

(国土交通省HPより抜粋)

- 公布：平成30年6月27日
- 施行：公布の日から1年以内（一部3月以内）
- 改正の概要

1. 建築物・市街地の安全性の確保
→ 維持保全計画に基づき建築物の更なる安全性の確保、防火改修・建替え等を通じ市街地の安全性の確保
2. 既存建築ストックの活用
→ 戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化、大規模な建築物等に係る制限の合理化
3. 木造建築を巡る多様なニーズへの対応
→ 木造建築物等に係る制限の合理化

<http://www.mlit.go.jp/common/001242504.pdf>



古物営業法の一部を改正する法律

(警察庁HPより抜粋)

- 公布：平成30年4月25日
- 施行：公布の日から6月以内、1については2年以内
- 改正の概要

1. 許可単位の見直し
→ 主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出で足りることとする。
2. 営業制限の見直し
→ 事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができることとする。
3. 簡易取消しの新設
→ 古物商等の所在を確知できないなどの場合に、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができることとする。
4. 欠格事由の追加
→ 暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者を排除するため、許可の欠格事由を追加する。

https://www.npa.go.jp/laws/kokkai/300302/05_sankou.pdf



時間外労働等改善助成金

(厚生労働省HPより抜粋)

●助成金の概要

時間外労働の上限設定に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成する。

時間外労働上限設定コース

平成30年12月3日締切

勤務間インターバル導入コース

平成30年12月3日締切

職場意識改善コース

平成30年10月1日締切

テレワークコース

平成30年12月3日締切

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html



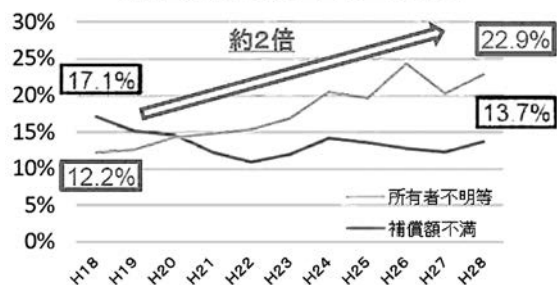
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

所有者不明土地とは、不動産登記簿等の公簿情報等により調査しても、なお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地のことを言います。

人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加しています。今後、相続の機

会が増加する中で、所有者不明土地は増加の一途をた

直轄事業の用地取得業務において
※あい路案件となっている要因



国土交通省 HP より援用

※あい路…物事を進める上で妨げとなるものや条件

どることが見込まれています。

他方、公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、所有者不明土地の存在は、円滑な事業実施への大きな支障となっています。

そこで、今回、所有者不明土地の利用の円滑化を促すため、以下のような仕組みが設けられることとなりました。

【特別措置法の概要】

(1) 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がいない場合で、建築物（簡易な構造で小規模なものを除く）がなく現に利用されていない所有者不明土地については、以下の仕組みを構築しました。

①公共事業における収用手続の合理化・円滑化（所有権の取得）

○国、都道府県知事が事業認定（※マニュアル作成等により、認定を円滑化）した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定（審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化）

②地域福利増進事業の創設（利用権の設定）

○都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告



四コマ漫画by行政書士坪田尚子

○市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権（上限10年間）を設定
（所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能）

（２）所有者の探索を合理化する仕組み

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど（照会の範囲は親族等に限定）、合理化を実施

①土地等権利者関連情報の利用及び提供

○土地の所有者の探索のために必要な公的情報（固定資産課税台帳、地籍調査票等）について、行政機関が利用できる制度を創設

②長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

○長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

（３）所有者不明土地を適切に管理する仕組み

財産管理制度に係る民法の特例

○所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設

（※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている）

これらの仕組みと今後の法整備により、約410万 ha に相当すると言われる所有者不明土地への対策が期待されています。

国土交通省サイト

（引用元：http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02_hh_000106.html）



第1回新規登録会員研修 新規登録会員を囲む会を開催しました

日 時：平成30年 6月19日（火） 場 所：奈良県行政書士会会議室

平成30年6月19日（火）、本会に新たに登録された会員の方を対象に研修指導部主催による新規登録会員研修が開催され、15名の新人会員の方が受講されました。当日は、会長挨拶・名刺交換から始まり、受講会員の自己紹介、本会の組織や事業の説明、行政書士法や各種制度、コンプライアンスについての説明など盛りだくさんの講義の後、先輩登録会員の先生方による体験談や質疑応答と続き、修了証書授与式をもって終了となりました。

また研修会終了後には、新規登録会員の方々と既登録会員の方々との親睦を深める機会として、総務部主催による「新規登録会員を囲む会」が開催され、新旧問わず多くの会員の方々にご参加いただき、楽しいひと時となりました。

まだまだ不安なことが多い新規登録会員の方々にとっては、先輩先生方の様々な経験を直に聞いたり、また個別に質問したりと貴重な機会となったのではないのでしょうか。

次の開催は10月を予定しておりますので、多くの会員の方のご参加をお待ちいたしております。



研修会・
囲む会に
参加して

大舟 理恵子 会員
（香芝市）

私は、結婚して19年、ほぼ専業主婦でした。数十年ぶりの緊張感：不安と期待が入り混じった心境でしたが、不安は一気に吹き飛びました。それは、奈良行政書士会の雰囲気がとてもアットホームで、新人の受け入れ体制が整っていたからです。

新規登録研修では、特に先輩先生方の体験談を直接聞いた事がとても参考になりました。

私は、主婦からの行政書士ですが、出来ればそれを武器にして活動していきたいです。



新規登録会員さん! いらっしゃい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

山田 善紀 やまだ よしのり



- ① 2018年4月15日
- ② 634-0078
橿原市八木町3丁目1番8号
- ③ アインズ行政書士事務所
- ④ 0744-37-2207

金丸 元秋 かなまる もとあき



- ① 2018年4月2日
- ② 631-0001
奈良市北登美ヶ丘五丁目1番21号
- ③ 行政書士畿内法務事務所
- ④ 0742-55-0567

大舟 理恵子 おおふね りえこ



- ① 2018年5月15日
- ② 639-0222
香芝市西真美二丁目13番地2
- ③ 行政書士おおふね事務所
- ④ 0745-51-5885

久保井 徹 くぼい とおる



- ① 2018年4月2日
- ② 634-0008
橿原市十市町666 マ・メゾン102号
- ③ 久保井行政書士事務所
- ④ 0744-47-2815

中島 健 なかしま たけし



- ① 2018年5月15日
- ② 631-0816
奈良市西大寺本町1-19
NBビル3-A号室
- ③ なかしま行政書士事務所
- ④ 0742-77-8141

岩田 眞美子 いわた まみこ



- ① 2018年4月2日
- ② 630-8002
奈良市二条町一丁目52番地1
二条町新大ビル1F
- ③ さくら行政書士法人(法人使用人)
- ④ 0742-32-3390

稲富 裕子 いなとみ ひろこ



- ① 2018年6月15日
- ② 630-8115
奈良市大宮町六丁目1番地の10
松井ビル4階
- ③ 平方行政書士事務所(個人使用人)
- ④ 0742-32-4555

川西 大輔 かわにし だいすけ



- ① 2018年4月2日
- ② 639-2113
葛城市北花内488番地37
- ③ 行政書士かわにし事務所
- ④ 0745-69-6744

躰井 久雄 つつい ひさお



- ① 2018年6月15日
- ② 630-0222
生駒市壱分町120番地1
ファインコート754
- ③ 北和ウエルネス行政書士事務所
- ④ 0743-20-4784

堀 脇 拓真 ほりわき たくま



- ① 2018年4月15日
- ② 630-8115
奈良市大宮町六丁目1番地の10
松井ビル4階
- ③ 平方行政書士事務所(個人使用人)
- ④ 0742-32-4555

息 田 恭 昌 いきた やすまさ



- ① 2018年7月1日
- ② 630-8102
奈良市般若寺町324番地の3
- ③ 息田行政書士事務所
- ④ 090-8987-5165

森 村 博 もりむら ひろし



- ① 2018年6月15日
- ② 639-1101
大和郡山市下三橋町945番地
- ③ 平和行政書士事務所
- ④ 090-8535-0319

吉 岡 一 徳 よしおか かずのり



- ① 2018年7月1日
- ② 636-0938
生駒郡平群町若葉台3丁目15番15号
- ③ 吉岡一徳行政書士事務所
- ④ 0745-45-3317

吉 岡 裕 子 よしおか ひろこ



- ① 2018年7月1日
- ② 636-0938
生駒郡平群町若葉台3丁目15番15号
- ③ 吉岡裕子行政書士事務所
- ④ 0745-45-3317

★会員の動き★

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 転 入 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

①転入年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

松 本 慶 信 まつもと よしのぶ



- ① 2018年6月1日
- ② 631-0012
奈良市中山町1225番地
- ③ G N K 総合行政書士事務所
- ④ 0742-45-5169

亀 田 和 正 かめだ かずまさ



- ① 2018年4月1日
- ② 630-8002
奈良市二条町2丁目3番3-1号
- ③ 亀田行政書士事務所
- ④ 0742-33-1560

今後とも
よろしく
お願いいたします。



吉 川 久 信 よしかわ ひさのぶ



- ① 2018年4月1日
- ② 635-0058
大和高田市大字西坊城211番地
- ③ 吉川行政書士事務所
- ④ 0745-52-8730

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 変 更 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2018年 4 月13日	事務所の所在地 事務所の電話 事務所名称	横 山 千 夏	〒630-8241 奈良市高天町43番地 1 REBANGA 近鉄奈良駅高天町ビル401 0 7 4 2 - 9 3 - 6 3 1 0 さくら行政書士法人 近鉄奈良支店（法人社員）
2018年 4 月13日	事務所の所在地 事務所の電話 事務所の名称	西 垣 潔	〒630-0203 生駒市生駒台北150番地 2 0 7 4 3 - 7 3 - 1 2 1 0 西垣行政書士事務所
2018年 5 月15日	事務所の所在地 事務所の電話	北 田 浩 司	〒636-0822 生駒郡三郷町立野南 1 丁目 2 番34号 0 7 4 5 - 7 2 - 3 1 2 1
2018年 5 月31日	旧姓使用	長 森 和 奈	（本國 和奈）
2018年 6 月29日	事務所の所在地	杉 山 毅	〒630-8241 奈良市高天町45番地 アート福住ビル 4 階
2018年 6 月29日	事務所の所在地	松 田 登美子	〒630-8241 奈良市高天町45番地 アート福住ビル 4 階
2018年 6 月29日	事務所の所在地	村 林 有機子	〒630-8241 奈良市高天町45番地 アート福住ビル 4 階
2018年 6 月29日	事務所の所在地	小 林 信 隆	〒630-8241 奈良市高天町45番地 アート福住ビル 4 階
2018年 6 月29日	事務所の所在地	田 村 豊	〒630-8241 奈良市高天町45番地 アート福住ビル 4 階
2018年 7 月13日	事務所の所在地	坪 田 尚 子	〒636-0002 北葛城郡王寺町王寺 2 丁目 6 番 4 号 クレール吉田705
2018年 7 月13日	事務所の電話	廣 沢 成 徳	0 7 0 - 5 2 6 1 - 3 8 0 5
2018年 7 月13日	行政による表示変更	大 西 和 貴	〒633-0253 宇陀市榛原萩原173- 1
2018年 7 月31日	事務所の所在地	吉 谷 結 紀	〒630-8111 奈良市半田開町93-19
2018年 7 月31日	事務所の電話	山 中 政 雄	0 9 0 - 1 4 4 9 - 5 6 9 5

転 出

転出年月日	転 出 先	氏 名	内 容
2018年 7 月 1 日	兵庫会転出	森 岡 真由美	〒657-0033 神戸市灘区徳井町 3 丁目 3 番23号

退 会

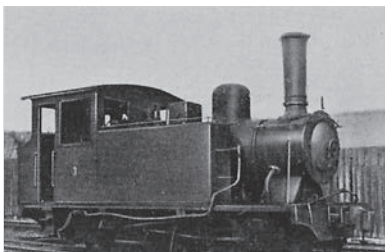
退会年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話	事 由
2018年 4 月17日	石 倉 一 利	〒630-8346 奈良市阿字万字町20番地 0 7 4 2 - 3 1 - 2 1 2 2	廃 業
2018年 4 月30日	山 田 身江子	〒637-0004 五條市今井 3 丁目 5 番 7 号 0 7 4 7 - 3 2 - 8 3 5 0	廃 業
2018年 4 月30日	西 谷 利 明	〒636-0913 生駒郡平群町信貴ヶ丘 2 丁目 1 番12号 0 7 4 5 - 4 5 - 4 5 1 0	廃 業



《連載》

ユキマサなら散歩 （田原本線と大和鉄道） （後編）

（後編）



この後は、名張延長線の免許、伊勢延長線の免許を得るなどしながらも、大阪電気軌道（後の近畿日本鉄道の母体）の傘下となりました。大軌が地方鉄道を傘下に収めながら鉄道網を拡大する中、大和鉄道は地方交通機関としての役割を果たしていき、昭和7年には但馬駅、田原本と味間の間に寺川駅も設置されました。徐々に蒸気列車を削減し、ガソリン車である気動車が導入されるなど、列車の変化も見られました。

会社発足後間もなく、王寺から生駒への延長線、田原本から丹波市（天理）への延長線も申請されていたが、前者は却下、後者は免許を得たものの工事の余裕なく失格となりました。田原本から桜井への延長線は4度目の申請により大正8年に許可され、大正11年に田原本（味間の開通、翌年5月2日には国鉄桜井町まで開通しました。これにより中和鉄道以来の計画であった、新王寺―桜井町という大和平野を斜めに横断する17・2 kmの路線が完成することとなりました。停車駅は味間、大泉、大福（後に東新堂と改称）が設置されました。（桜井町駅は国鉄桜井駅から約400 m離れて設置されており、昭和3年に桜井駅に乗り入れることにより廃止。）



《編集後記》

『行政書士 奈良』は、会員の皆様に当会の活動をお伝えする事に力を入れると共に、行政書士の業務を広く一般に方々に知っていただくための記事作りにも取り組んでいます。

「山田家の相続事件簿」と「ユキマサくんの行政書士見習い日記」という二つの連載は、一般の方にも興味を持っていただけるよう業務内容を分かり易く説明することを心がけています。これらの記事と「法改正」「トピックス」のページはコピーをし営業ツールにお使いいただくことが可能となりました。ご活用いただければ幸いです。

『行政書士 奈良』は、これからも皆様のお役に立てる広報誌を目指し頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

広報部 奥 本 雅 史

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第138号

発 行 平成30年9月1日発行

発行人 末廣 元孝

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<http://www.gyoseinara.or.jp/>

時代が太平洋戦争へと突入し戦局が悪化していく中、政府は緊急度の低い鉄道の施設を回収し、緊急に増強を要するところへ転用していく方針を定めます。大和鉄道では田原本・桜井間の施設が回収されることになり、昭和19年1月10日を最後に同区間の営業が休止されました。回収された施設の一部は、セレバス開発鉄道資材として現インドネシアのスラウエシ島に運ばれたり、国内の鉄道増強に転用されるなどされました。終戦間際には新王寺駅や運行中の列車が艦載機による機銃掃射を受け、犠牲者を出すという悲しい出来事もありました。

戦後は列車の確保、燃料の調達に混乱を極めながらも、近畿日本鉄道（昭和19年発足）の支援により昭和23年に軌間拡幅や電化の達成が行われ旅客が倍増し、以後安定した旅客事業が運営されました。戦中に休止となった田原本・桜井間は、一部路線を変更しての復活を願う声が多くありましたがやむを得ず廃止となり、廃線敷地の多くが県に県道用地として譲渡され、現在の県道14号となっています。

その後、大和鉄道は昭和36年に信貴生駒電鉄に合併され、さらに3年後には信貴生駒電鉄も近鉄に統合され、旧大和電鉄の路線は近鉄田原本線となりました。それに伴い、旧大和電鉄の田原本駅は近鉄西田原本駅となり、1983年に佐味田川駅の設置、1992年にワンマン運転開始などを経て田原本線は現在に至ります。

田原本駅と西田原本駅、王寺駅と新王寺駅が少し離れているのは、時に不便と思われることもありましたが、大和鉄道が存在し、別会社として運営されていたことの名残であると言えるでしょう。様々な歴史を踏まえて、田原本線や県道14号を利用してみるのも興味深いかと思われます。



日本行政書士会連合会会長会 奈良大会記念イベント

Yamato Mahoroba Concert

奈良教育大学ウインドアンサンブルによる吹奏楽演奏会

ヤマトまほろば コンサート



PROGRAM

宇宙戦艦ヤマト

いい日旅立ち・ヤングマン

ルパン三世のテーマ

サザンオールスターズメドレー ほか

耳になじんだ名曲をお楽しみいただきます。

2018 **9/19** (水) 15:00 開演
(14:30 開場)

なら100年会館 中ホール

全席自由
入場 **無料**

奈良市三条宮前町 7 番 1 号 (JR 奈良駅西側から徒歩約 5 分・地下有料駐車場あり)

■演奏 国立大学法人奈良教育大学ウインドアンサンブル

■主催 奈良県行政書士会

■後援 日本行政書士会連合会

日本行政書士会連合会 近畿地方協議会

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部

申し込み不要

お問合せ



0742-95-5400

奈良県行政書士会 事務局



なら100年会館 TEL 0742-34-0100

お気軽にお越しください